

令和 7 年度 社会福祉法人等が経営する社会福祉施設・事業所職員向け国内研修
10 月開催（障害者支援）実施要綱

1 目 的

社会福祉法人等が経営する社会福祉施設・事業所で働く中堅職員に対し専門知識、支援技術の習得及び参加者相互の交流の機会を提供し、職員の見識を深めることを目的とする。

2 主 催 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〔公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業〕

3 後 援 厚生労働省

4 実施期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）～10 月 23 日（木）までの 4 日間

5 開催方式 オンラインでの実施（Zoom）

6 受講者の条件

公益的な活動を実施し地域貢献に取り組んでいる、又は公益的な活動を計画し地域貢献に取り組むことを予定している社会福祉法人等が経営する自立支援給付指定施設・事業所等で働く生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、サービス提供責任者、相談支援専門員及び児童発達支援管理責任者等で、次の（１）から（３）の全てを満たす者とする。

- （１）自立支援給付指定施設・事業所等における生活支援等業務経験が通算して 3 年以上で、かつ、本研修受講後も引き続き当該施設・事業所に勤務する意志を有する者
- （２）参加目的及び獲得目標が明確である者
- （３）Zoom ミーティングを利用したオンラインで研修が受けられる者

7 受講定員 60 人

8 研修の応募について

都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦が必要である。「社会福祉法人等が経営する社会福祉施設・事業所職員向け国内研修 令和 7 年度 10 月開催（障害者支援）受講者推薦書」により、各自治体経由で応募すること。

9 受講者の選考

受講希望者が定員を超えた場合は、受講者の条件を満たす者のうち、次の選考基準により受講者を選考する。

【選考基準】

- （１）都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦者のうち各 1 名
（ただし、推薦のあった都道府県・政令指定都市・中核市等の優先順位 1 位の推薦者の合計が定員を超える場合は、（３）以降の基準で選考する）
- （２）都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦者のうち優先順位 2 位の者
（優先順位 2 位の推薦者の合計が定員を超える場合は、（３）以降の基準で選考します。
以下、優先順位 3 位以下の者の場合も同様に選考する）
- （３）本研修に参加履歴のない施設・事業所に勤務する者
- （４）直近 5 年間に於いて本研修への参加がない者
- （５）生活支援等業務の経験年数の長い者

1 0 研修費用
無料

1 1 研修科目及び時間（予定）

科 目	時間	科 目	時間
重症心身障害者の地域生活支援	1 時間 30 分	意思決定支援の取り組み・合理的配慮	1 時間 45 分
就労支援事業所の役割	1 時間 30 分	ライフステージを通じた支援体制作り	1 時間 45 分
サービス等利用計画と個別支援計画に基づく本人中心のソーシャルワーク実践	5 時間 15 分	行動に課題を抱えた方のアセスメントと支援の工夫	4 時間 00 分
自立支援協議会における地域体制づくりと相談支援の専門性	1 時間 30 分	特別講義 認知症施設での実体験を踏まえて－海外事情－	1 時間 00 分
障害者福祉行政の動向	1 時間 30 分		
(注) 科目名・時間は今後変更が有り得ること。		9 科目	19 時間 45 分

(他、アイスブレイク・受講者交流等 1 時間 30 分)

(「サービス等利用計画と個別支援計画に基づく本人中心のソーシャルワーク実践」のアーカイブ動画を復習用として研修終了後に配信予定)

1 2 レポートの提出

受講者は研修終了後、当センターが指定する期日までに所定のレポートを提出するものとする。なお、提出されたレポートは報告書としてまとめ、関係機関に配付する。

1 3 その他

- ・ 研修の成果について、法人・施設（事業所）内において幅広く伝えるように努めること。
- ・ 原則、研修の全日程を受講すること。
- ・ 提出された書類は一切返却しないものとする。
- ・ オンライン研修を受講できる環境整備（受講場所やパソコンの用意、通信環境の整備）は受講者本人または受講者の所属する事業所等で準備するものとする。
- ・ 研修の内容は、録画される予定であること。なお、研修実施に関する目的で行うものであり、本目的以外で使用しないものとする。

以上